

# 経済の好循環を復活させるための 雇用面の取組について

平成24年5月29日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

# 1. リーマンショック後の対応からの移行（雇用調整助成金）

**雇用調整助成金：** 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

## リーマンショック後の要件緩和

### 【生産量要件】

最近6か月の生産量が前年同期と比べて10%以上減少

支援を必要とする事業主が迅速に利用できるようにするため、以下のとおり対象拡大  
最近3か月の生産量が直前3か月又は前年同期と比べて原則5%以上減少（平成20年12月）

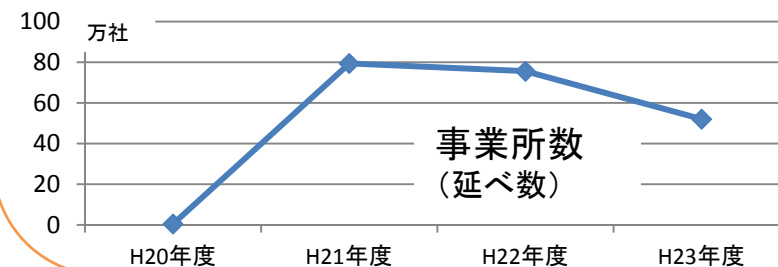
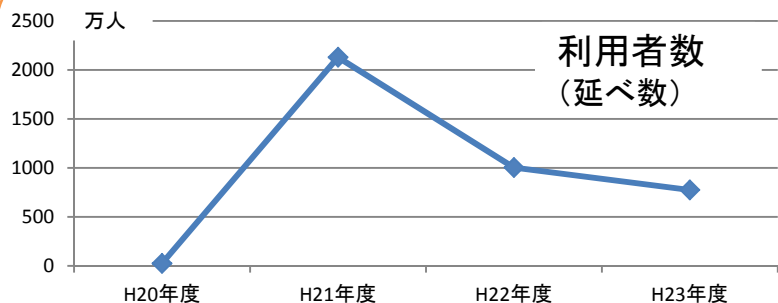
### 【助成率】

大企業 1/2  
中小企業 2/3

### 【助成率】

大企業 2/3（平成21年2月）中小企業は 4/5（平成20年12月）  
労働者を解雇していない場合は…  
大企業 3/4（平成21年3月）中小企業 9/10（平成21年3月）

## 実績と効果、今後の方向性について



○ リーマンショックが発生した平成20年9月以降、利用実績が急激に上昇したが、その後、平成22年度に入り利用事業所数や対象者数は徐々に減少した。

○ 雇用調整助成金利用後の状況から、雇用の維持に貢献できたと考える。  
・ 利用後1年経過後の事業所廃止率（支給額ベース）：H23年度調査：0.71%  
・ 助成対象から半年経過後の労働者の雇用維持率：H23年度調査：93.8%

円高等の経済情勢・雇用情勢の動向や、省内提言型政策仕分け、労使などの関係者の意見に基づいて、今後、必要な見直しを実施。

## 2. 女性の活躍促進（ダイバーシティマネジメント）、次世代の人材育成・技能伝承について

### 女性の活躍促進

- 各省横断的な取組として、女性の活躍により経済を活性化するための取組を2～3年程度のプロジェクトとして集中的に政府を挙げて取組を実施。厚生労働省では、「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」で、下記を中心に提案し、実施予定。
- 企業の自主的な取組を促進し、女性の活躍促進・企業活性化をはかる。

#### I 「見える化」を強かに推進

- ◇ 格差、差別の「見える化」（可視化）のため、企業労使で男女の均等度合いを把握し、ポジティブ・アクションにつなげるシステムづくりを進める。
- ◇ 市場での女性の活躍促進の「見える化」（情報開示）を行う。  
具体的には、女性の採用状況、女性管理職比率などの開示の働きかけ。専用サイトへの掲載や、CSR報告書、求人の際の企業パンフレット等に盛り込むことを推奨。

#### II 「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」（企業への直接営業）の実施

- ◇ 女性の活躍促進・企業活性化推進チームを2、3年程度の時限措置で立ち上げ、営業企業数（約20,000社）などの具体的目標を設定し、企業に対して直接営業を行う。

#### III メンター（相談相手）の導入支援

- ◇ 企業内でメンターやロールモデルの確保・育成が困難な企業がネットワークを作ることにより、女性の相互研鑽、研修等を行う仕組みづくりを支援する。

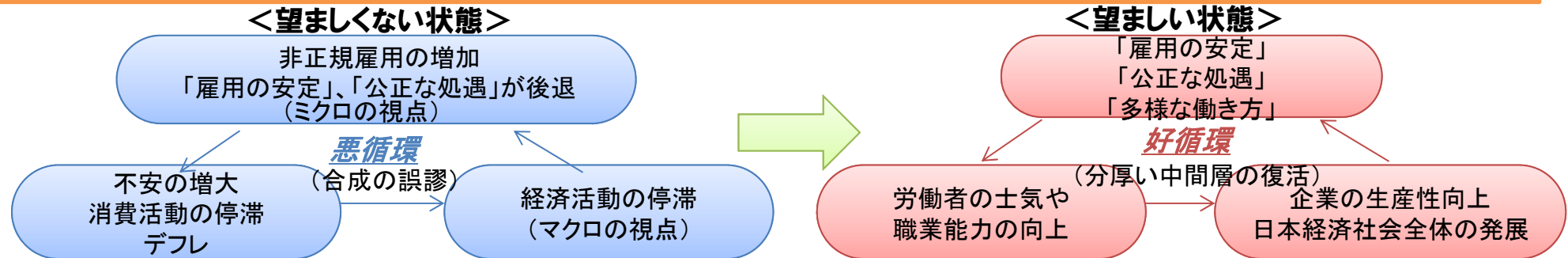
### 次世代の人材育成・技能伝承（ものづくり立国の推進）

- I 企業の行う人材育成の支援  
→ キャリア形成促進助成金、キャリア支援企業創出促進事業による支援
- II 技能伝承～技能の魅力や重要性を啓発し、ものづくり人材の確保・育成につなげていく観点から、
  - ① 熟練技能者による中小企業等の若手社員等への技能講習の実施、
  - ② 卓越した技能を有する技能者への表彰
  - ③ 各種技能競技大会の実施等を行う。

### 3. 非正規雇用対策について

#### 非正規雇用共通の課題

- ①雇用が不安定      ②経済的自立が困難      ③職業キャリアの形成が不十分  
④セーフティネットが不十分      ⑤ワークルールの適用が不十分、労働者の声が届きにくい



#### 厚生労働省の対応

- 非正規雇用への対応として、
  - ・派遣労働者の保護と雇用の安定等を目指し、**労働者派遣法を改正**(今年3月成立)
  - ・労働者が安心して働き続けることができるよう、**有期労働契約を5年を超えて反復更新した場合の無期労働契約への転換**等を内容とする**労働契約法改正案を今国会に提出**
  - ・働き方に中立的な**社会保障制度**を目指し、**短時間労働者に対する厚生年金と健康保険の適用拡大**を盛り込んだ改正案を**今国会に提出**などを実施。
- こうした雇用形態ごとの対策に加え、**非正規雇用問題に横断的に取り組む**観点から、厚生労働省で、有識者による懇談会を設置し、非正規雇用の労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた**施策に共通する理念**として「**望ましい働き方ビジョン**」をとりまとめ、**公表(今年3月)**。(「社会保障・税一体改革大綱」や「日本再生の基本戦略」にも位置づけ。)
- ビジョンでは、**正規雇用・無期雇用への転換促進、公正処遇の確保、不合理格差の解消、均等・均衡待遇の効果的促進、職業キャリアの形成の支援**等を施策の具体的方向性の**大きな柱**として位置づけ。  
今後、これを非正規雇用対策の指針として、**実効ある取組を推進**。